

カミラ キンガ シチェパンスカ  
KAMILA KINGA SZCZEPANSKA

学位の種類 博士（法学）  
学位記番号 法博第103号  
学位授与年月日 平成24年3月27日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科（博士課程後期3年の課程）  
法政理論研究専攻  
学位論文題目 **Politics of War Memory in Japan 1990-2010 : Progressive Civil Society Groups and Contestation of Memory of the Asia-Pacific War (1931-1945)**  
(日本における戦争の記憶の論議1990-2010 : 進歩的市民グループとアジア・太平洋戦争の記憶の論争)  
論文審査委員 (主査) 教授 大西 仁  
教授 牧原 出  
Caroline Rose (リーズ大学)

## 論文内容の要旨

冷戦終結後においても、「15年戦争」期における日本の戦争・侵略の責任をどう捉えるかという問題は、依然として、日本の国内政治においても対外政治においても大きな争点であり続けている。本博士論文（以下「本稿」という）は、15年戦争（the Asia-Pacific War）における日本の行動とそれによって生じた被害を明らかにしたり、その責任を追及したりする活動を行っている5つの「進歩的な市民団体」（progressive civil society groups）を取り上げて、1990年から2010年までの期間において、それらの団体がどのような構成員によってどのような活動を展開したか、又、それが日本の政府、地方自治体、主要政党、マスメディア、広汎な大衆、国際世論などにどのような影響を与えたか、そしてそれによって、日本の戦争責任をめぐる国内・国際政治にどのような影響を与えたか、あるいは、与えなかったかを実証的に解明しようとするものである。本稿は、そのような主目的を果たすために、大量の日本語・英文の第一次・第二次資料を読み解くと共に、上記5団体の構成員を対象にインタビュー調査・質問票調査も行い、先行研究を踏まえた明確な理論枠組みを用いて綿密な分析を進め、独創的で説得力に富んだ結論を導いている。

本稿は、8章から成り、296ページに及ぶ英文の大作であるが、以下、その構成に従って、概要を述べたい。

第1章にあたる序論においては、本稿が解明しようとする主要な課題を提示し、「日本

の戦争責任資料センター」(JWRC)、「子どもと教科書全国ネット 21」(CTJN21)、『戦争と女性への暴力』日本ネットワーク」(VAWW・NET Japan)、「アクティブ・ミュージアム：私たちの戦争と平和資料館」(WAM)、「POW 研究会」(POWRNJ)の5つの進歩的市民団体に主な焦点を当てることを述べた上で、そのような課題を取り上げる理由と上記の5つの団体を選択した理由を明らかにしている。

第2章では、本稿の主テーマと関連する近年の先行研究の潮流について論じる。すなわち、過去20年間において、15年戦争期における日本の戦争・侵略への責任をめぐる問題について、種々の政治的立場を有するNGOの活動が活発化しているにもかかわらず、先行研究は、そのようなNGOの中で、「新しい歴史教科書をつくる会」に代表される「修正史観」の立場をとる草の根の運動には相当の関心を払ってきた一方で、進歩的なNGOの活動にはほとんど関心を向けない傾向があったことを明らかにする。続く第3章では、本稿で採用する理論枠組・方法論を提示した上で、本稿が主対象とする5つの市民団体の行動とその影響を実証的に解明するためには、会報・パンフレットをはじめとする一次的文献資料及び電子資料に加えて、これらの市民団体の構成員を対象とするインタビュー調査・質問票調査によって得られるデータが有用であると論じている。そして第4章においては、これらの5つの進歩的な市民団体の成立の経緯、構成員の特徴、組織構造、活動目的・内容、主張内容について、主に、一時的文献資料とインタビュー調査・質問票調査で得られたデータを基に概説する。

第5章・第6章・第7章は、本稿の中心をなす部分である。この3つの章のいずれにおいても、上記の5つの進歩的な市民団体が1990年から2010年に至る期間に、従軍慰安婦問題、歴史教科書問題、連合軍捕虜問題など、15年戦争期の日本の戦争・侵略に根ざす問題が日本社会で政治争点化した時にどのような主張・活動を展開して、それがどのような成果を収めたのかを分析している。すなわち、第5章では、日本国内のマスメディア及び世論に対して、第6章では、日本の政府・地方自治体、国会・地方議会議員に対して、第7章では、国際社会に対して、それぞれ、5つの進歩的な市民団体がどのような働きかけを行ったか、又、それがどのような影響を及ぼしたかについて、文献資料をねばり強く読み解いていくのに加えて、インタビュー調査、質問票調査から得られた結果を効果的に活用して、丁寧な分析を行っている。

第8章にあたる結びにおいては、ここまでの分析結果に基づいて、冷戦終結後の日本の市民社会・政治を考察する上で興味深い示唆を与え得る、以下のような結論を提示する。第一に、先行研究は、近年の進歩的市民団体の日本の世論や政府に対する影響力を軽視する傾向があったが、これは、従軍慰安婦問題、歴史教科書問題などが大きな政治的争点となった極く短い期間に限定して考察した結果であって、本稿では、10年間から20年間という、より長期の期間における進歩的市民団体の働きかけの効果を観察することによって、それぞれの市民団体のメッセージを世論に相当程度浸透させ、また、国会・地方議会議員の行動、政府・地方自治体の決定にもかなりの影響を及ぼしていることを実証できたと述

べる。第二に、その半面、いくつかの例外的局面を除けば、これらの進歩的市民団体は、短期的には、主に会報や講演会・研究会などの従来型の伝達方法によって、狭い範囲の受け手 (audience) にメッセージを届けているに過ぎず、マスメディアの報道を通して、あるいは、新たな電子情報伝達システムを駆使して速やかに広汎圏の世論にメッセージを伝達することには成功していないとも結論づける。第三に、現代の市民社会の政治あるいは民主主義のあり方に関して、成熟した先進社会においては、市民運動の政治的影響力が増大しているとする「楽観論」(Saaler 等) と、その影響力は衰退しつつあるとする「悲観論」(Horvat、Soh 等) との、相対立する二つの有力な見解があるが、著者は、本稿での分析を基に、いずれの見解も一面的であることを明らかにした上で、市民運動が働きかける主な対象や働きかけの効果を測る基準を厳密にとることによって、より信頼性のある見解を得ることが可能であると論じている。

## 論文審査結果の要旨

本稿は、先行研究が扱ってこなかった重要な課題を取り上げて、明確な理論枠組みの下に豊富な資料を用いて実証的に非常に手堅い論述を展開し、多くの知的刺激に富んだ新たな知見を提示したもので、以下に述べるように、優れた学術貢献をなしたものと評価できよう。

第一に、日本の戦争責任という、冷戦期から現代に至るまで、日本の国内・国際政治上の大きな争点であり続けている問題について、先行研究がこれまでほとんど扱ってこなかった現代日本の進歩的な市民団体の活動とその政治的影響という課題を取り上げて、実証的に分析し、目覚ましい成果を収めたことは、本稿の大きな学術貢献と言えるだろう。

第二に、本稿では、5つの進歩的な市民団体を取り上げて、長期間にわたる、その活動と活動がもたらした成果について十分な文献資料の裏付けと、インタビュー調査・質問票調査で得たデータを基に、綿密な分析を展開しているが、その論述は、明快でバランスがとれていて説得力があり、実証研究として、全くと言って良い程、破綻がなく、模範的な仕上がりを見せている。

第三に、上述のように、先行研究においては、現代の先進社会における市民運動の影響力に関しては相対立する有力な見解があったが、本稿では、従来の研究よりも長い期間をとったり、内政に止まらず国境を越える政治過程にも視野を拡げたり、又、政策決定への影響力を判断する際に、政策決定の様々な段階に分けて測ったりすることによって、より適切な学術的考察が可能になることを明らかにしており、本稿は、理論研究としても優れた業績を挙げたものと見ることができる。

以上に述べたように、本稿は、全体として隙のない、見事な学術論文になっており、近年、本研究科に提出された政治学の博士論文の中で出色のものと評価できよう。なお、本

稿の論文審査については、本研究科の2名の専任教員と1名の英国人教員が審査委員を務めたが、口述試験後の、成績評価を決定するための協議において、その英国人審査委員は、本稿が、英国の主要大学に提出された政治学・日本研究の博士論文として最高水準にあるものとの見解を表明している。

以上により、本論文を博士（法学）の学位を授与するに値するものと認める。